

加算（減算）等届出一覧表（提出方法・必要書類）

【訪問介護・第1号訪問事業】

1 届出が必要な加算の内容、提出方法、必要書類

- 加算を算定しようとする場合には、事前に市に対して次の届出の提出が必要です。（届出をしないと、サービスを提供しても報酬は支払われません。）
- 加算の体制が変更となる場合においても、改めて市に届出を提出してください。

<p>【届出書類等】 ※該当する加算の添付書類のほかに右記の書類を提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>加算届出書</u> ・ <u>体制等状況一覧表</u> ・ <u>加算届管理票</u> ・ <u>返信用封筒（84円切手を貼り返信先の宛名を明記してください）。</u>
---	--

- 加算ごとに、次の書類を届出に添付してください。

加算等名称	添付書類	備考
L I F Eへの登録	なし	
口腔連携強化加算	口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11）（※）	（※）「連携歯科医療機関」は1つ以上記載すること。
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし	
同一建物減算	訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10）	
中山間地域等における小規模事業所加算	所在地自治体での加算算定が確認できる書類	
特別地域加算		

2 届出時期

書類の算定開始月の前月15日（必着）が締切日です。

- ※ 翌月からの算定のためには、締切日までに当課に書類が到着している必要があります。締切日に間に合わない場合、翌月からの算定となります。

3 郵送の際の留意点

返信用封筒は長形3号封筒に84円切手を貼って、返信先の宛名を明記のうえ、同封してください。

○ 郵送の際の手順

- ① 必要書類の作成
- ② ①の事業所控えをとる → 保管
- ③ ①を下記に郵送する。（郵送用ラベルを活用してください。）

〒 249-8686 逗子市逗子5-2-16

逗子市高齢介護課介護保険係 宛

4 加算届の受理について

- 加算届の受理書は再発行できませんので、控えの書類と合わせて保管しておいてください。受理書は市が届出を受理したことを示す唯一の書類となります。
- 受理書は、同封された返信用封筒にて返送します。
- 加算届管理票の添付がないと受理書を発行できませんので、必ず添付してください。
- 介護情報サービスかながわ（ラクラク）の掲載情報の変更は、原則処理月の翌月からですが、月末処理の場合、システム更新の関係から、翌々月以降になることがあります。

☆郵送用ラベル こちらをコピーの上、使用されると便利です。

↓

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

逗子市福祉部高齢介護課介護保険係

<変更届 ・ 加算届 ・ 廃止(休止)届 在中>



変更届・加算届・廃止（休止）届のいずれかを○で囲んでくだ
さい。